

資料16（午前）	令和2年3月18日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

令和元年度指定障害福祉サービス事業者等 （訪問系・相談系）の実地指導の結果について

1 報酬返還事例

(1) 訪問系事業所

請求に関する算定誤り <算定基準 別表第1他>

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・家事援助について、最初の30分を超えてから15分単位で算定するところ、30分単位（例：サービス提供が45分である場合、本来は45分の単位数であるところ、1時間の単位数で請求）で算定していた。
- ・初回加算について、初回の居宅介護を行った日の属する月にサービス提供責任者が支援又は同行していないのに算定していた。

(2) 相談系事業所

請求に関する算定誤り <算定基準 別表>

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・平成30年度の間、旧単価が適用される利用者に対し、新単価のサービス利用支援費と初回加算を算定していた。
- ・サービス利用支援費について、実施していない月に請求していた。
※支給量の変更もなく、サービス等利用計画案及びサービス等利用計画なし。
- ・1回のサービス利用支援に対し、連続する月に計2回請求していた。
- ・継続サービス利用支援費について、利用者の体調不良でモニタリングを実施していなかったが、算定していた。
- ・継続サービス利用支援費で請求すべき利用者に対し、サービス利用支援費で請求していた。
- ・サービス担当者会議実施加算について、継続サービス利用支援の実施時に算定できるが、サービス利用支援の実施時に算定していた。
- ・サービス担当者会議実施加算及びサービス提供時モニタリング加算について、実施していない月に請求していた。

2 指摘事例

(1) 訪問系事業所

ア 内容及び手続の説明及び同意 <指定基準 第9条>

事業者は、利用者等が居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、従業者の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・契約書、重要事項説明書及び運営規程で記載が異なっていた。
- ・提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていなかった。

イ 契約支給量の報告等 <指定基準 第10条>

事業者は、居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

受給者証記載事項に変更があった場合についても同様である。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・遅滞なく市町村に対して、報告していなかった。

ウ 受給資格の確認 <指定基準 第14条>

事業者は、居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・一部受給者証の有効期間が切れていたが、新しい受給者証の確認を行っていなかった。

エ サービスの提供の記録 <指定基準 第19条>

事業者は、居宅介護を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を、提供の都度記録しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・実績記録票とサービス提供記録票が一致していなかった。
- ・居宅介護の家事援助を提供した際に、一部家事援助ではなく重度訪問介護と誤記していた。
- ・一部提供したサービスの具体的内容（身体介護と家事援助の別等）及び実績時間数の記載が漏れていた。
- ・一部利用者の移動支援の行き先が記載されていなかった。

オ 介護給付費の額に係る通知等 <指定基準 第23条>

事業者は、法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、介護給付費の額を通知しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・通知していなかった。
- ・地域生活支援給付費の額について、通知していなかった。

カ 居宅介護計画の作成 <指定基準 第26条>

サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同

居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・サービス提供責任者でない管理者が、作成及び説明をしていた。
- ・担当する従業者の氏名及びサービスの具体的内容等を記載していなかった。

キ 勤務体制の確保等 <指定基準 第33条>

事業者は、利用者に対し、適切な居宅介護を提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって居宅介護を提供しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・月ごとの勤務表を作成しておらず、日々の勤務時間、職務の内容等を明確にしていなかった。

ク 掲示 <指定基準 第35条>

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制等の重要事項を掲示しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・事業所の見やすい場所に、掲示していなかった。

ケ 秘密保持等 <指定基準 第36条>

事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

事業者は、他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・雇用契約時に従業員から秘密保持に関する誓約書等を受領していなかった。
- ・あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていなかった。

コ 会計の区分 <指定基準 第41条>

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・障害福祉サービス事業と介護保険事業とで会計区分が同一であった。

サ 変更の届出等 <法 第46条>

事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を届け出なければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・サービス提供責任者が変更になっていたにもかかわらず、届け出ていなかった。

(2) 相談系事業所

ア 従業者 <指定基準 第3条>

事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置かなければならない。ただし、計画相談支援の業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・相談支援専門員が、兼務する他の事業所の利用者に対し、3か月を超えてサービス利用支援及び継続サービス利用支援を実施していた。

イ 内容及び手続の説明及び同意 <指定基準 第5条>

事業者は、利用者等が計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・契約書、重要事項説明書及び運営規程で記載が異なっていた。

ウ 計画相談支援の具体的取扱方針 <指定基準 第15条>

相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。

相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等、一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。

相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリ

ング期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の内容について、一部利用者等の同意が確認できなかった。
- ・サービス担当者会議の開催等により、担当者から、専門的な見地からの意見を求めている事実を確認できなかった。
- ・モニタリングに当たって、居宅ではなく通所先を訪問していた。

エ 勤務体制の確保等 <指定基準 第20条>

事業者は、利用者等に対し、適切な計画相談支援を提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・月ごとの勤務表を作成しておらず、日々の勤務時間、職務の内容等を明確にしていなかった。

オ 掲示等 <指定基準 第23条>

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制等の重要事項を掲示しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・事業所の見やすい場所に、掲示していなかった。

カ 会計の区分 <指定基準 第29条>

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・計画相談支援事業とその他の事業（居宅介護事業や介護保険事業等）の会計が区分されていなかった。

キ 記録の整備 <指定基準 第30条>

利用者等に対する計画相談支援の提供に関する記録を整備し、当該計画相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の片方しか保存されていなかった。
- ・一部利用者のサービス担当者会議等の記録が保存されていなかった。
- ・一部利用者のモニタリングの結果の記録が保存されていなかった。

ク 変更の届出等 <法 第51条の25他>

事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を届け出なければならない。

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・相談支援専門員が変更になっていたにもかかわらず、届け出ていなかった。

ケ 請求に関する算定誤り <算定基準 別表>

▼以下のような事例が見受けられましたので、ご注意ください。

- ・サービス担当者会議実施加算及びサービス提供時モニタリング加算について、記録の作成が不十分であった。
- ・精神障害者支援体制加算について、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されている旨を事業所に掲示していなかった。

関係法令

- 法・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 指定基準・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）
- 算定基準・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- 解釈通知・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
- 留意事項通知・・・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）

※地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援については、各々の法令をご確認ください。